

委員長 傍聴について、ご報告いたします。

本日は、傍聴人はございません。

開 会

委員長 それでは、ただいまから平成17年12月定例教育委員会会議を開催いたします。

会議録署名委員の指名

委員長 開会に当たり、本日の会議録署名人を根守委員にお願いいたします。

委員長 議事に入る前に、昨日、市立松戸高校におきまして事故があり、この件につきまして、
校長先生よりご説明をお願いしたいと存じます。よろしく申し上げます。

市立高等学校長 市立松戸高校の中村でございます。

本当にご心配、ご迷惑をおかけして大変申しわけございません。既に昨日のテレビ、けさの新聞報道等で内容の方はご承知とは存じますが、簡単に説明させていただきたいと思えます。

昨日12月19日、月曜日の午後1時23分ごろでございますが、本校のグラウンドで陸上部の駅伝関係の生徒が約20名ほど、350メートルのトラックを2列でジョギングしておりました。そうしましたところ、グラウンドのわきにあるテニスコートフェンス側の、サッカー部が試合のときにベンチとして使用するパイプで組んだ、上に布を張ったテントですが、試合のときにグラウンドの方に出して、収納するときはいつもそこに置いて、くいで固定して、おもしろを置いて、飛ばないように工夫はしていますが、きのうは風がかなり強くて、子供たちの話によると、瞬間目の前が真っ白になって、前方が全く見えないぐらいの砂ぼこりが立ち、テントが、飛んできたということです。7人の生徒が直撃されましたが、その中の3人は特に大したことはなくて、その場で養護教諭の面接を受けて、解散させました。4名の生徒が救急車で病院に運ばれることになり、2人が市立病院、1人が新東京病院、それからもう1人が千葉西病院に搬送されました。けがをした生徒は2年生の男子が2人、2年生の女子が1人、1年生の女子が1人です。

1人は肩に打撲、首に打撲ということで、その場で治療していただいて帰宅しました。2年生の女子が1人、2年生の男子が1人は耳に傷を負って、かなり切れていたということで出血もあり耳と耳の後ろの方を縫合するという治療を受けて、この2人についてもちょっと時間的な差はありましたけれども、帰宅をしました。2年生の男子1人はそのテントをもちろに頭に受けたということで、テントの直撃を受けたときには意識がない状況で、病院に搬送され検査を受けた結果が、急性硬膜化血腫ということで、左側側頭部に出血の状況が見られるということで、夕方6時過ぎから約3時間の緊急手術を受けました。

医師の話ですと、手術自体はうまくいったということで、血腫はほとんどとれたということですが、中央の方に少し血腫があるけれども、これは難しい箇所であるので、管を入れて血を抜いているということです。首に骨折があるということでしたが、脊髄の損傷はないので手足は動いていると報告を受けています。けさCTの検査を受けましたが、付き添っている先生の報告では、大きな山は越えて危険な状態を脱しているということです。出血もおさまってきているので、今後は様子を見ていくということです。

きょうは、本来ですと球技大会をやる予定になっていましたが、こういう状況でありましたので、急遽全校集会に切りかえて、私の方から事故の様子を子供たちの方に説明して、その後ホームルームを実施しました。きのうから警察の方の事情聴取があつて、きょうも朝10時から始まり、まだ今も続いています。恐らくあしたも事情聴取が続くのではないかと思います。

若干生徒の方にも、事故が起きたときの驚きというのか、非常に心の不安定な状況も見られましたので、養護の先生とか担任の先生が個別にかかわっていただきながら、心のケアをしております。普段から安全ということに注意はしていますが、今回の状況についてはまだ警察が調べ中で、生徒から聞ける状況にありません。ちょっと子供から聞いた話ですと、いつもと同じようによく払いを打って、おもしろをつけていたということですがけれども、かなり風が強かったんでしょうか、飛ばされる結果となり、いろいろと子供たちに心配をかけてしまったということで大変申しわけなかったと思っております。

内容はそんなところでございます。

委員長 ありがとうございます。

何かお聞きになりたいことはございますか。

私の方からちょっと確認していいですか。この練習のときには、担当する教員はついておられるとか、あるいは何らかの指導はあったんですか。

市立高等学校長 その時間帯には、陸上の顧問はその場にはいませんでした。

ちょうど練習を開始して、ジョギングアップの状況だったようですが、その時間のときには事故の現場にはいませんでした。

委員長 あと、もう一つですが、負傷された生徒さんのご家族・ご両親に対して、何らかの形で説明はされたんですか。

市立高等学校長 きのう、お父さん、お母さん、あるいは陸上部の保護者も病院に集まってきていました。その保護者の方たちには一応学校の中での、状況については、説明しております。

委員長 はい、わかりました。
よろしいですか。

(「はい」の声あり)

委員長 どうもありがとうございました。生命にかかわる事故はあってはならないことです。また、特に女の子の場合、顔に傷つけるというのは傷害として大きいものなんですね。ですから、あってはならないことが起きたわけで、これは不慮の事故でしょうが、今後絶対おこらないような対応を考えていただきたい。

市立高等学校長 本当に十分注意をしてやっていきたいと思います。

教育長 いろいろとお騒がせしまして、私からもおわび申し上げます。早急に原因究明と再発防止対策に学校ともども努めていきたいというふうに思っています。

委員長 よろしく申し上げます。

議案の提出

委員長 それでは、日程に従い議事を進めます。

本日の議題は、報告議案 1 件、報告等 2 件となっております。

報告第 4 号

委員長 初めに、報告第 4 号「臨時代理による処分の報告について」を議題とします。

ご説明をお願いします。

学務課長 ご説明いたします。

平成17年度末及び平成18年度松戸市立小・中学校教職員人事異動方針並びに実施方策の制定について、教育長に対する事務委任規則第3条第1項の規定により臨時代理による処分をしたので、同条第3項の規定により報告するものでございます。

臨時代理をした理由ですが、市の人事異動につきまして、県の方針並びに実施方策に準じて、本市教育委員会の方針並びに実施方策を制定するに当たり、教育委員会議を開催するいとまがなかったためであります。

具体的に申し上げますと、小・中学校の人事異動につきましては、2学期末の終業式当日、ことしの場合は12月22日になるんですが、その当日、職員に人事方針について説明しまして、個票を渡して人事がスタートすると。そのために12月の中旬に臨時の校長会を開いて方針等の説明をするという、そういう日程的なことがありましたので、教育委員会会議にかけるとまがなかったということでございます。

それでは、市の方針を説明する前に、今ありました千葉県教育委員会の方針並びに実施方策の準ずるということですので、県の方針等について若干ご説明したいと思います。

先ほどお配りしました別添の資料の方をごらんいただきたいと思います。平成17年度末及び平成18年度公立学校職員人事異動方針、千葉県教育委員会というものです。これは県の人事異動の方針でありまして、例年そう大きく変わることはないんですが、基本的には第1の一般方針の1にありますように、教育効果を高め、調和的な学校運営が行われるように適材適所の人事を推進し、職員構成の適正化に努める、これが大きな柱になるかと思えます。

この人事異動方針を受けまして、県の実施細目というのが3枚目にあるわけですが、これは方針をさらに具体的に細かく示したものです。実施細目のところで、何点かご説明申し上げたいと思います。適正配置ということでは、これは(1)にありますように、同一の学校に7年以上勤務する者については積極的に配置がえを行う。これが大きな具体的な人事を進める際の目安になります。私ども7年以上の者を、永年勤務というふうに言っておりますが、その職員については、積極的に異動を進めるということがまず1点ございます。

2点目は、下の方に広域人事についてというふうにあります。市内だけの異動に限らず、他市との交流等も積極的に進めていくというのが大きな2点目になるかと思えます。

次のページ、管理職への登用及び降任についてという欄がありますが、前回この教育委員会でも女性管理職というふうなお話が出ましたので、この県の方針にも女性管理職の積極的な登用というふうなことが書かれておりますので、ちょっとそこについて本市の小・中学校の状況を説明したいと思います。

別添の資料、資料 1 と左上に書かれているものがあるかと思いますが、平成17年度女性管理職、小学校と中学校に分けてありますが、東葛管内 6 市の状況であります。松戸は小学校の場合、校長、女性 8 名で女性管理職の登用率17.8%、教頭につきましても 8 名で18.2%と、他市に比べても非常に高い割合になっていることがわかりかと思えます。

中学校につきましては、校長については他市、本市も含めて、まだ女性校長はおりませんが、教頭についてはそこにあるような率になっております。県全体でも女性管理職の登用率を11%、12%というふうな目標があるわけですが、本市の場合今申し上げましたように、かなり高い率で女性管理職の登用を積極的に進めているということ、まず御理解いただいたと思えます。女性、男性に限らず、有望な人物を登用していくという方針であるということをご理解いただきたいと思います。

それでは、そういう県の方針に基づいて、またもう一つ、この県の方針の一番最後になると思えますが、東葛事務所の人事異動推進方策というのが一番最後のページにあらうかと思えます。表の次のページになるんですが、これは県の方針を受けまして、東葛教育事務所がまた具体的に方針を示したものです。この中で特にご説明申し上げたいのは、一番下の方になるんですが、推進上の留意点の(3)のところ、特色ある学校づくりの推進と学校の自主性・自立性を高めるため、校長による希望制を引き続き実施するというのがありますが、これをご説明申し上げますと、教員のドラフト制というのが、校長が市内の教員の中で、この人物をうちの学校に異動させたいという、そういう教員がいた場合には3名まで登録できるということです。それで、全校長がそうやって希望するわけですから、当然一教諭に集中する場合がありますから、希望したからといって、自分の学校に来れるという保障はないんですが、そうやって校長の方から自分の経営方針に合った、それを推進してくれる教員を名乗り出ることができるという制度ができておるといえるのは、根守先生がいらした当時とは大きく変わっているのではないかなというふうに思えます。

2点目は、(4)の活発な市間交流を推進するため計画交流を実施する。これは以前から他市との交流ということをやっているんですが、さらに一歩進めて、やはり計画的に交流して有望な人材を採用しようという、そういう東葛事務所の方針も市の人事には当然反映してくるわけです。そういう背景をもとに市の人事異動方針、それと人事異動実施方策、これがきょうの本題になるわけですが、では、平成17年度末及び18年度松戸市立小・中学校教職員人事異動方針、これを広げていただきたいと思います。

これは、基本的には、先ほども言いましたように県や東葛事務所の方針をもとにして、そ

れに準拠した形で当然進めていくわけです。その中で5番目のところに、「校長の経営方針に基づいて特色ある教育活動が展開できるよう、校長の意見具申を重視する」、これは一つの市の方針としてはポイントになるかなと思います。校長から自分の経営方針等、経営上、人事はどのように進めていったらよいかという、そういう経営上の観点から人事方針を校長から出していただきまして、その意見に沿った形で、我々事務方として人事を進めていくというふうなことが基本になります。方針は、県の方とそう大きく変わっているところはありません。

次に、人事異動の実施方策について、これも何点かご説明したいと思います。

昨年と、やはり大きく変わっているところはありませんが、ことし新たに入れたところだけご説明申し上げます。2の適正配置のための異動方策というものが真ん中あたりにありますが、その(1)と(2)はことし新しくつけ加えた部分です。大量退職期を控え、新規採用教員の計画的・積極的採用に努める。これについてご説明申し上げたいと思いますが、申しわけありませんが、別添の資料2と書いてあるものを、先ほどの女性管理職の次のページになりますが、お聞きいただきたいと思います。

今、大量退職期を控えという話をしましたが、松戸市の場合、今年度から教諭だけで見ましても、定年の退職者数はそのように推移していきます。今年度は23名ですが、30名、58名、60数名といきまして、平成25年は92名、26年は88名というふうに、このように大量退職期を以後この表だけで10年分あるわけですが、これだけ見ましても、かなりの退職者が出てくるということが見えてきます。その下に、年代別教員構成の推移というふうにあります。これは、同じく17年度から26年度までの10年間、松戸の教員の年令構成はどんなふうになっていくのかという数字です。大まかに30代、40代、50代、それを前半、後半というふうに分けてみました。それが松戸の教員の実数になるわけですが、その数字だけ見てもあれですので、その下にグラフを用意しましたので、そのグラフで説明したいと思います。17年度から26年度まで、そういう年代構成が変化していくということで、今現在は、松戸で一番多い層は50代の前半です。それは平成21年ぐらいまでは50代の前半、51、52と、一番働き盛りというふうになっていくわけですが、それを過ぎまして平成22年以降になりますと、今度は50代の後半が層として一番多くなってきます。50代の前半と後半を足してみますと、やはり松戸の教員はそれで一目瞭然なんです。7割方は50代の教員というふうな、そういう構成が以後少なくとも10年、それ以上は続いていこうという、高齢化しているという構成になっているという表でございます。

そういうことも含めまして実施方策に載せましたように、これには新規採用の数は入っておりませんが、当然それだけ退職すれば新規採用者がふえてくるということで、若い層が入ってくるわけですが、これだけ毎年毎年何十名も退職していくわけですので、これから計画的に新採教員を採用していくように努めていく必要があると、そういうふうに考えておるところでございます。

実施方策の(2)のところをご説明いたします。「職員構成の学校間格差の是正に努める」という文言を入れました。これは、例えば職員構成といいますと、各学校の平均年令ですとか男女の教員の割合ですとか、または各個々の優秀な教員の存在とかというふうなこともあるわけですが、まず1つ例として、今ご説明申し上げました表の一番下に、平均年令の比較というものを載せておきましたが、ちなみに小学校は47.6、中学校47.1が全体の平均年令です。それで小学校の場合、平均年令が一番低い学校と一番高い学校の差というのが14.8歳だと。はっきり言いますと、一番若い学校は平均年令は30代です。高いところに行きますと53歳ぐらいになります。そういうふうに14.8歳の差があると。中学校の場合は、それほどありません。4.5歳ということであるわけなんです。そういうこととか、また学校によっては、担任に男性教員が全然いないとか、1人しかいないという学校が事実としてあります。また逆に、担任の半数ぐらいは男性で占めているという学校もあるわけです。そういう意味も含めまして、そこに職員構成の学校間格差の是正ということで、これは一朝一夕にいくわけではないんですが、そういうようなひずみといいますか、アンバランスを少しずつでも是正していく必要があるかと思ひまして、実施方策の中に挙げさせていただいた部分です。

あとは、お読みにいただければと思いますが、説明は以上にさせていただきます。

委員長 ありがとうございます。

報告第4号については、ただいまの説明のとおりです。

これより質疑及び討論に入りたいと思います。

いかがでしょうか。

八田委員 16年度末及び17年の昨年の異動方針を読みますと、一般教員の異動のところですが、5と6のところは昨年から方針にうたわれたと思うんですが、1年間の実績はいかがでしょうか。

傍聴人の報告

委員長 少々お待ちください、ただいま傍聴人が1人いらっしゃいました。

松戸市教育委員会傍聴人規則に基づき、これを認めたいと思いますが、ご了承願います。

それでは、傍聴人を入場させてください。

(傍聴人入室)

委員長 それでは、再開します。

八田委員、もう一度お願いいたします。

八田委員 松戸市立小・中学校の教員の人事異動の方針のところですが、昨年度だと思
いますが、16年度末、17年度の方針の中にずっとありますうちに一般教員の異動方針の中で、
5番と6番の小・中学校の連携を推進するための小・中学校の人事交流を進めるとうたっ
ていました。それから、特別支援教育充実のためのと、昨年からうたっているものだと思う
んですが、この1年間でどのような実績があるんでしょうか聞きたいと思います。

委員長 お願いします。

学務課長 それでは、お答えいたします。

この(5)の小・中学校の人事交流、また6の特別支援教育充実、これはやはり県の方
の方針等にも同じ内容のことがうたわれているわけですが、松戸市の場合、中学校の教員を小
学校の方に異動ということは実際あります。特に免許等で言いますと、中学校の音楽の先生
を小学校の音楽の先生というふうなことはございます。ほかの例もあるんですが、まだ実数
としてはそう多くはございません。やはり小学校・中学校、例えば中学校でも生徒指導の力
を小学校で生かすとか、小学校のきめ細かな指導を中学校の教科指導に生かしていくとい
うふうな、そういう交流によって教員の資質を上げていくという意味合いがありますので、こ
れについては、またさらに進めていきたいと思います。

6の特別支援教育充実、これは具体的に言いますと、特殊学級等の教諭の教育を充実させ
るというふうなことで、これについても、やはり自分の経験でも特殊学級がない学校に
いると、特殊学級の様子が余りわからないというふうなことがあります。今は特別支援とい
うことで、どの学級にも、やはり特別に手を差し伸べなくてはならないお子さんはいるんだ
というふうな考え方になっておりますので、やはりどの教員もいろんなハンデを持った子供
に対する支援等の力もつけていかなくてはいけないということで、本市においても、そうい
うような交流を進めていきたいというふうに考えているところです。

以上です。

委員長 よろしいですか。

ほかにご意見はありませんか。

瀧田委員 初めに、女性の管理職登用について、松戸市はある程度の線に達したと言っても、まだ課題は残っていると思われるので、項目を明記して頂きたいと思いました。

それから、司書教諭の有資格者の適正配置となっていますが、司書教諭というのは、松戸市で今1校にお一人ぐらいは配置されていますでしょうか。

学務課長 はい。

瀧田委員 では、同じように資格という点では、臨床心理士ですが、いろいろな事件があったりするたびに、かなりウエートが大きくなってきて、全国でも有資格者というのはまだ数少ないと思うんですが、松戸市の教育委員会の中でそういう臨床心理士の資格を持っている方は何人かいらっしゃるんですか。

学務課長 女性管理職の項目が入っていないということですが、これは抜かしたわけではなくて、県や東葛飾教育事務所の方針にもありますので、特別ここでは載せていないんですが、先ほど説明したようなそういう方針であるということで、ご理解いただきたいと思います。

司書教諭については法律の改正がありまして、ご存じのように各学校に司書教諭を配置するというふうなことになっております。具体的には、12学級以上の学校では必ず配置しなさいということなんですが、11学級以下については小規模校ということで、できるだけ配置するようにというふうなことになっているんですが、これは司書教諭の資格を持っているということで、特別その学校で司書としての専門的なそれだけ担当するという意味ではございません。

瀧田委員 教科と兼任ですね。

学務課長 そうですね、一般の教諭が司書教諭も兼ねるということですが、ただ、校務分掌の中に司書教諭という分掌を必ず入れるようにという指導はしております。今までは、資格を持っている先生もいますよということだけだったんですが、それだけではなくて、資格を持っている先生に、やはりそういう専門を生かしてもらおう分掌を担当させなさいという意味で、校務分掌表に位置づけるようにというふうに指導しているところです。そして、1校に1人とせず、多いところには複数の司書教諭の資格を持った教諭が実際に入っております。

臨床心理士の資格ということになりますと、教員の中には大学院等に通って、そういう教育臨床とか臨床関係の勉強もしている教諭が、私の知っている中でもかなりいるというのが実態でございます。

以上です。

瀧田委員 ありがとうございます。

臨床心理士というのは、4年の大学と2年の大学院と、それから実績2年とで最低8年はかかるということですから、資格を取るだけでも大変ですし、やはりこれからは求められる人材だと思うんですけども、特殊な子供たちに対しての接し方をしていかなければならないという意味では非常に大事な専門家だと思いますので、視野の中に入れていただきたいなと思いましたので質問いたしました。

教育長 一般の教員という意味でしょうか。

瀧田委員 いえ、違います。専門職として。

教育長 スクールカウンセラーが。

学務課長 そうですね、はい。

瀧田委員 スクールカウンセラーは松戸市全部の学校に配置されていますか。

教育長 中学校は全校配置されています。

瀧田委員 全部の中学校にですね。

教育長 はい。むしろ教育心理学に偏り過ぎているのではないかという指摘もあるんですけど、一応ほとんどが臨床心理士としてのいろんな資格を持った上で、カウンセリング関係勤務にあたっている。

瀧田委員 いっとき、いわゆる学生とかが、カウンセラーとして学校に配置されていた経過がありますが、それとの関連はあるのでしょうか。

教育長 心の教室相談員のことですね。

瀧田委員 そうです。その段階はもう過ぎたと云うことでしょうか。もう専門の資格をもったカウンセラーに変わったのですか。

教育長 そうです。今、全部カウンセラーに置きかえました。両方いた方がいいのかもしれないですが。他県のスタッフ要員が、昔の心の教室相談員的な役割を担っている者もいるように聞いています、学校によりまして。あるいは学校での使い方、使い方と言うと失礼かもしれないけれども。

瀧田委員 わかりました。とてもいい配置をしていらっしゃると思います。

教育長 それから、先ほどの瀧田先生の女性管理職でございますけれども、そこには載っていませんが一応県の……

瀧田委員 いえ、載っています。県には載っています。

教育長 松戸市には載っていないということですね。

瀧田委員 松戸市には載っていないけれども、県にはちゃんと明記されています。

教育長 11%が17年度の県の目標と聞いています。

瀧田委員 そういう意味ではもうクリアできていると考えて良いと云うことですね。

教育長 松戸市はクリアしています。県は来年度は12%にするといっています。当初堂本知事が40%という高い目標を打ち出したようですが達成できそうもないということで数値目標を大巾に下げたという経過があるようです。

瀧田委員 もう一つ、もし私の勘違いでしたら教えていただきたいのですが、人事の実施方策のところの8番なのですが、退職とか休職とか復職とかありますね。妊娠というのがあるんですが、私どもが普通に考えると、妊娠、出産、育児というのは一つの関連になるんですが、どうして妊娠だけがここで特別配慮しなくてはいけないかということで、出産が休業に入ってしまうからという意味なんですか。なぜ妊娠だけで切ったか。産婦人科医の八田委員もいらっしゃるので。

学務課長 多分これは、東葛事務所の人事異動実施推進方策のところにも、これと同じ文言で書いております。これは出産とかそういうものを配慮しないという意味ではありません。教員の人事を進めていくときに、妊娠をしている教員がいるとか、休職がいるとか、育児休業に入っている教員がいるとか、療休者がいるとか、また、職場で教員同士で結婚するとか、また縁故者、自分の兄弟がいる学校に、兄弟同士で同じ学校に勤めるというのも不都合がありますし、そういうようなことも含めまして人事を進めていく上では、大きな基本方針だけではなくて、そういう一個人個人の事情等も十分加味した上で人事を進めていくという意味で、そこに載っているものでございます。ですから、当然、例えば育休明けの教員を、すぐにあなたはほかの学校に移りなさいとかというふうに、強引な異動を進めるというふうなことはできないわけですので、単なる年数とかそういうものだけではなくて、そういういろんなところの実情等も加味した上で進めていくという、そういう意味でそこに載せてあるものでございます。

根守委員 例えば結婚して、妊娠し産前産後休暇をとる職員が1カ所に集められることのないような配慮というのも入っているんですね。3人、4人、5人と補助教員を配置することになると、学校運営上すごく大変な場合があるわけです。そういうようなことも含めてのことではないかなと私は思っています。

学務課長 そういうことも踏まえて、例えば今話に出ました妊娠ということでも、例えば人事異動の時期に、妊娠しているということが判明して、その先生を異動させれば、当然異動し

た学校で、お休みに入って出産ということになるわけですから、そういうことも含めて、異動させるべきかどうかというふうなことを慎重に検討していかなくてはならないと、そういうことがあるということでございます。

瀧田委員 私が申し上げているのは、妊娠というのは当然入るけれども、なぜ出産、育児というのが、その同じくくりの中に一言として入らないのかなというふうに思っただけです。普通子どもが考えると、妊娠、出産、育児の連携というのは延々と続くという意味ではなくて、その期間ということですよ、10カ月とか1年半とか、そういう期間ということだろうと思うのですが。

学務課長 妊娠しまして、要するに出産休暇というのに入りまして、その後は育児休業というように当然入っていく教諭も多いわけですよ。そういう意味で言いますと、休職という中に含めております。そういうことです。

瀧田委員 わかりました。

根守委員 産前産後休暇ということですよ、当然休暇ですよ。

学務課長 そうです、はい。

委員長 よろしいですか。言葉遣いとして気になったということですね。

瀧田委員 では、身体的状態というふうに認識すればいいわけですね。

学務課長 そうです。

学校教育担当部長 妊娠なんかしている場合は、いろいろなことで異動を考慮するというか、そういうことですので。

委員長 8番目の項目は、かなり列挙的に限定して書いてあるものですから、そういう質問が出たんだと思います。しかし、現実には、この「縁故者」という後ろに「等」があると考えて、いろんなことを全て考慮するという意味にとるんでしょうね。それは説明されたと思いますが、言葉としては、できればはっきりとつなげて書いていただければわかりやすかったというのが、瀧田委員の質問の趣旨だと思います。それは含まれているというふうな理解をお願いします。

そのほかに何かございますか。

根守委員 活力ある学校運営のために異動方策の中の(2)校長の経営方針に基づくと、これは校長先生方が本当に特色ある学校づくりに専念できるんじゃないかなと思いますので、ぜひ校長の意向を聞いて、さっきもお話したように100%望みをかなえることができないかもしれませんが、でき得る限り校長の希望をかなえてあげていただければと思うのです。そ

れによって、学校がまた活性化するというようなことにつながるのではないかなと思います。

委員長 この場合の、校長の経営方針というのはいつ示されるんですか。

学務課長 これは人事の市教委の面接、また教育事務所の面接というのが一次、二次、一次、二次というふうに何回もございます。その場で校長が、この人事について自分はこういう方針で来年度学校を運営していきたいので、こういう人材の配置をお願いすると、そういうふうに教育長または県事務所の所長に対して意見を申し述べる場というのは保障されております。

委員長 はい、わかりました。

ほかに何かございますか。

根守委員 あと一つなのですが、女性管理職等のことなんですけれども、これは人材を育成するわけですが、学校自体で教務とか主任クラスを必ず通らなければ受験できないというようなことではないですね、今は。

学務課長 はい、違います。

根守委員 だけれども、やはり常識的に考えて、学校運営に参画し、教育計画などの経験を経た者であった方が、恐らく責任を持って教員の指導にも当たることができますし、学校運営、それ自体もスムーズに行くのではないかと思うんですね。ところが、現場では、女性をそういうポストにつけていないという現状が見られるんですね。すごく力があり研究熱心だなど思っている、研究主任どまりで教務にはなかなか入れない。教務になったら受験をしようというような人が随分たくさんいるわけです。ポストにつかなくても受験できるけれども、本人としてはやはり力を備えて、現場のすべてをわかって、それから受験したいという気持ちじゃないかなと思うわけなんですけれども、現状はどうでしょうか。

学務課長 具体的に申し上げまして、ことしの管理職選考でも、女性教員の受験者というのは非常に多くなっております。そして、今出ましたように、各学校でいろんなポストに、まだ女性が余りつけない状況があるんじゃないかということですが、私の経験や私の周りで見聞きしてきたところによりますと、今そうやって男性、女性で区別しているような校長、教頭というのは、私は余りいないというふうに考えています。やはり先ほども言いましたように、男性、女性ではなくて、その教員にどれだけの能力があるか、またこれからどれだけ伸びていく素質があるかということ、学校の経営者としては一番しっかり見ていかなければいけない、そういう意味で教務主任等も女性が非常にたくさんになっておりますし、研究主任とか、各主任層に女性が非常に進出してきている、進出と申しますか、登用されているとい

う、そういうふうな流れになっているのは事実ではないかなというふうに受けとめております。ですから、能力のある人はどんどん挑戦していただきたいと思っていますところ。

教育長 私も先般の校長会議におきまして、ぜひとも女性にチャンスを与えて下さい。そうすれば必ず数は出てくると申しました。

委員長 そのほかご質問あるいは討論……

教育長 素朴な質問で恐縮なんですけど、今、同一校永年の問題が書かれていますけれども、松戸市の現状はどのくらいですか。

学務課長 7年以上永年ということで、今ちょっと数字がすぐには出ないんですが、毎年かなりの解消率で進んでおります。県とかの方針の中にも「積極的に」とかという文言があるんですが、ここにありますように、市の方針として意思表示的に文言を入れたというところでは、方策の3のところにあります、強力に配置がえを行うということで、積極的よりももっと強い意味で、「強力」というふうな言葉を使っておりますが、7年以上という者については、やはり永年者が学校にふえるということは、それだけ人事が停滞するわけで、異動したい教員は異動できないということになりますので、そこは毎年非常に力を入れて進めているところなんです。解消率は毎年かなり高い率になっております。80数%の解消率というふうなことです。ただ、年が変わりますと6年目が7年目になるわけで、また永年者が出てくるわけですから、またそこで解消率を高めていくというふうなことになります。

教育長 資料2なんですけど、このグラフを見ますと、50代前半が多いわけだから、10年後の後半にはむしろ平均年齢が若くなってくると思うんですが、これだと平均年齢はむしろ高くなってしまわないですか。

委員長 新採用の数が入っていないから、その辺は仕方ないんでしょうね。

教育長 新採用を除いて推計しているんですか。

学務課長 そうです、これは新採は入れておりません。今いる教員だけでどういうふうに移していかということですが、申しわけないですが。

教育長 特別な意図があればそれでいいんですけども、新採を入れた推計もないと、将来の傾向が分からない。つまり数字的に言っても17年度は1,211人いるんだね、これ。26年になると890人になってしまうんですよ、実態を反映していない。だから、新採を一切入れないからこういうことになるんでしょうけれども、こういう表があってもおもしろいんですけどもね、新採を入れた推移も見ないと、どうなっていくのかわからない。それも後で追加しておいてください。

学務課長 はい。これは資料の最後のところに、2年ごとの教員年令別構成表というのがあるんですが、これは今、教育長がおっしゃったように新採が入っておりません。ですから、自動的に上に上がっていくわけなんです、当然それに新採が入るんですが、今いる教員の構成がどうなっていくかということをおわかりいただきたいということで入れたわけです。ちょっと何才の新採が入ってくるかわからないということもありましたものですから、そこは省いてしまいました。

教育長 義務教育が消滅しちゃうのかと思った。

学校教育担当部長 個人的にということでは年令構成のシュミレーションをやったことはあるんですけども、いわゆるコカコーラ型になる可能性が高いということです。

委員長 ほかに何か。

八田委員 何度も議論されていますけれども、少し教えていただきたいことは、免許外教科担当者の問題ですけれども、解消するように努めていると言いますが、このグラフの実態をきょう教えていただきたいと思ったんです。この方々が、不足していたんでしょうけれども、なぜそういうふうに必要なだったのかということも含めて教えていただきたいと思います。

委員長 この人事異動実施方策の2の(6)ですね、免許外教科担任の解消に努める。この件について、その実態とそれに至った理由についてのご質問です。

学務課長 中学校につきましては、確かにまだすべての教科の免許を持っている者が、その教科を教えているということは、現実的にはそこまでは行っておりません。ですから、免許を持っていない教員が教えているという、そういう現実はあるわけなんです、その免許外の数からいきますと年々少なくなっております。ちなみに今年度は、免許外で教えている教員数は21名、これは過去にさかのぼっていきますと、百数十名が免許外で教えていたというふうな時代もあります。そういうところから比べますと、今は21名ということで全体の4.2%、多いときには2割ぐらいの率であったということもありますが、これについては、やはり中学校の人事は、免許の関係があるのでなかなか難しいんですが、そういう解消に努めていきたいと思います。

学校教育担当部長 現実的にはやはり免許外がなくなるという現実があります。学級数に対して教員数が配置されますから、例えば1年生、2年生、3年生、1学級しかない小さい学校を考えると、大体音楽は2時間ですから、そこに1人の音楽の教師を配置したら、週6時間しか必要がないということになります。そういうふうに、どうしても教科の特殊性が

らすると構造的にはあり得ると思うんです。だから、今私どもの方の説明させていただいた数は、かなり少ないとご理解していただいた方がいいと思います。特に小さい学校になればなるほど、それは難しくなります。

以上です。

委員長 よろしいですか。

いろいろと質疑、討論していただきましたが、まだほかに何かございますか。

(「なし」の声あり)

委員長 なければ、以上をもって質疑及び討論を終了いたします。

第4号議案をこれから採決いたしますが、報告第4号については原案どおり決定するということをご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

委員長 ご異議ないものと認め、報告第4号は原案どおり決定いたしました。

本日の議案は以上です。

報告等

委員長 次は報告等になります。

「平成18年松戸市成人式の実施について」をお願いいたします。

社会教育課長 実施要領に基づきまして、ご説明させていただきます。

成人式の趣旨は、まず成人を迎えた青年を祝い励ます。それから、成人の日の意義を広く市民に知っていただくこととなります。

意義についてですが、これは特色ということになりますが、ボランティアスタッフとして応募した新成人たちがみずから企画運営をする、新成人による新成人のための成人式を目指しております。

実施日は18年1月9日、月曜日になります。場所は、森のホール21、松戸市文化会館大ホール及びレセプションホールです。

対象者といたしましては、昭和60年4月2日から昭和61年4月1日の間に産まれた市民であります。対象者4,816名、9月現在の数字であります。出席率は55.5%と見込んでおりますので、2,675人の出席を見込んでおります。受け付けは10時から開始いたします。

内容といたしまして、大ホールでプレセレモニー、それから式典は11時から開催いたしま

す。内容については記載のとおりであります。レセプションホールにおきましては、11時より交流会を開催いたしております。内容につきましては記載のとおりであります。

来賓といたしまして、国・県・市議会議員等であります。合計56名を予定しております。来賓へのご案内は、12月上旬に各自宅へ案内状を送付する予定であります。

なお、八柱駅南口ロータリーと会場をマイクロバス3台で往復して送迎いたしております。時間といたしましては9時45分始発、14時が最終となります。主催者は松戸市教育委員会、松戸市選挙管理委員会であります。

以上であります。よろしくお願いいたします。

委員長 ありがとうございます。

何か確認等ございますか。

既に、来賓等に対する案内状は送付済みですね。

社会教育課長 はい、送付済みであります。

委員長 この案内状というか、リーフレットいうんでしょうか、「2006松戸市祝成人式」、そこに「4816」とある、これが成人を祝う人数ですね。

社会教育課長 はい。4,816名が9月末現在の対象者数であります。

委員長 そうすると、今年の5,116人に比べ、340名少ないことになりますね。

それでは、次に「昭和初期彫刻の鬼才たち 寺畑助之丞と構造社」展の開催についてをお願いいたします。

社会教育課長 「昭和初期彫刻の鬼才たち 寺畑助之丞と構造社」展の開催についてご報告いたします。

平成18年1月28日より2月26日まで、松戸市立博物館において開催を予定しております。

詳細につきましては、学芸員より報告させていただきます。

美術館準備室学芸員 この展覧会につきましては、2つの内容を含んだ展覧会として企画いたしております。

1つ目は、「構造社～昭和初期彫刻の鬼才たち展」という巡回展でございます。構造社と申しますのは大正15年に設立されまして、昭和19年まで存続した彫刻中心の作家団体です。今年の6月から3つの公立美術館を巡回しまして、展覧会を催しているところでございます。福井市美術館、宇都宮美術館、それから現在は、札幌芸術の森美術館で開催しておりまして、松戸市が最後の会場となります。

構造社につきましては、これまで彫刻の美術史の中でも余り研究が進んでいなかった部分

なんですけれども、これに参加した作家たちにつきまして、出身地等の美術館で進められてきた調査の成果に基づきまして、4館の巡回展として開催に至りました。巡回展ではありませんが、内容はすべて同一ではなく、各会場でその地域ゆかりの作家に重きを置いた展示をしております。

松戸市では、寺畑助之丞という彫刻家を中心にとしまして98点出品する予定です。その中で、約4割が寺畑助之丞の作品で、他の作家の作品を約6割出品する予定です。ということで、2つ目の内容ですけれども、寺畑助之丞の回顧展として企画をいたしております。寺畑助之丞の略歴ですけれども、富山県高岡市の出身で、昭和3年から10年まで構造社に在籍しておりましたが、昭和10年に構造社が2つに分裂するんですけれども、その際に構造社を出て、新構造社と呼ばれた団体の設立に参加いたします。それで、晩年まで新構造社で活動を続けまして、昭和45年に77歳で死去されました。

寺畑助之丞と松戸市の関係ですけれども、彫刻家として活動する傍ら、大正15年から終戦後まで東京高等工芸学校の先生でした。この学校につきましては、何回か展覧会で取り上げてまいりましたけれども、戦前のデザイン教育機関の草分けでして、現在では千葉大学の工学部となっております。終戦後の20年間、松戸市岩瀬の陸軍工兵学校の跡にありました。その関係で、この学校に関する大がかりな調査を実施してまいりましたけれども、平成7年からその調査の一環として、寺畑助之丞のご遺族の所蔵作品の調査を実施いたしました。それに対して、ご遺族より主要な作品25点の寄贈をいただきまして、その後平成8年度に、所蔵品展で一部の作品の展示をいたしました。回顧展としては、今回が初めての展覧会となります。

関連行事としましては、お配りしておりますチラシの裏側、左下にございますけれども、記念講演会を1月29日に開催する予定です。講師の浜崎礼二さんという方は、宇都宮美術館の学芸員ですけれども、構造社の全国的な作家調査を続けてきた方で、今回の巡回展の企画・立案をされた方です。その調査にまつわるおもしろい話が聞けるのではないかと思います。

以上でございます。ぜひご高覧いただきたいと思います。

委員長 ありがとうございます。

何か確認等ございますか。

よろしいですか。

(「はい」の声あり)

その他

委員長 それでは、その他に移ります。

何かご意見等ございますか。

どうぞ、お願いします。

保健体育課長 それでは、お手元に保健体育課資料ということで、「幼児・児童・生徒の安全確保及び学校の安全管理について」という資料の3枚とじがいつていると思います。いわゆる不審者対策ということで、大阪教育大学附属池田小学校の事件発生からの流れといたしまして、教育委員会として学校に指導あるいは取り組んできたことに関しまして、ご報告、ご説明いたします。

委員長 お願いします。

保健体育課長 この教育委員会としての取り組みの1つとしまして、指導の1つとしまして、今言いましたように不審者対策としましては、その資料の1番上の平成13年6月8日、今言いました池田小学校の事件発生というところから一応作成しております。その次の項目が8月31日で、幼児児童生徒の安全確保及び学校安全管理についての点検項目の改訂についての通知ということで、右側に文科省ということで入っていますけれども、そういうふうな形で、文科省あるいは県の教育委員会等から通知あるいは依頼あるいは調査等、そこにはあっと一応来たものを挙げさせていただきましたけれども、来ておりますので、それを各学校に周知徹底を図るということで、1つは、教育委員会としての指導ということで取り組んでまいりました。

また、上から3番目ですけれども、14年12月発行の、学校への不審者侵入時の危機管理マニュアル、ここにある冊子なんですけれども、こういうようなマニュアルの本とか、その下が、学校安全管理に関する取組事例集ということで、同じくここにありますが、こういうのも文科省等で発行されていて、各学校に配付・指導するようになっていますので、そういうことにつきましても配付し、そして指導を重ねてまいりました。

そういうことで、以下そこにいろいろとあるわけですが、先ほど申しましたように、各通知等を通じまして、一つは指導してきたということであります。

2点目としまして、今の表の中に、松戸市の教育委員会ということで考えてみますと、平成17年3月8日、ちょっと下の方の米印になります、「学校における不審者侵入マニユア

ル」のビデオを各学校に送付しました。これは不審者の侵入ということで、学校に不審者が侵入してきたと、いわゆる池田小学校も侵入事件ということですので、それに対するビデオが、市長部局の生活安全課の方にいいビデオがあるということで、それをダビングさせていただきまして各学校に配布したと。これは松戸市教委として行いました。それを参考にして、各学校で対策を進めてほしいというふうなことがあります。

それから、その2つ下、4月12日にさすまたの配布ということで、これも不審者侵入用になりますけれども、調査しましたら、結構さすまたの数がある学校もありましたけれども、全然ない、あるいは1本しかないという学校もありましたので、さすまたというのは棒に……
委員長 犯人をとらえる棒状のもですね。

保健体育課長 とらえるやつですね、はい。それを学校に最低2本あるようにということとで、4月12日にさすまたの方を配布させていただいたところです。

それから、その2つ下の6月13日に防犯ブザーの支給ということで、これは市内の全小学生に防犯ブザーを支給しまして、何か危険があったときには、それを鳴らして助けを求めるといった一つの手段としまして、活用していくようにということで配布したところです。

また、昨年度、今年度に、さすまたの絡みなんですけれども、教職員を対象にしまして防犯訓練等も松戸市で実施しました。これは松戸警察、それから東警察の方たちを指導者にお招きして現場の先生方、特に昨年度は管理職プラス安全担当の先生、今年度は安全担当の先生ということで実施してまいりました。これも各学校に戻って、その講習会をもとに各学校で伝達講習するという形で指導してまいっております。

そういう形でやってきまして、一応お手元の表は17年11月22日の、例の広島県の1年生誘拐殺人事件でとりあえず、表としては終わっているんですけども、その後また栃木県の今市市の方でも起こっております。ということで、表にはないんですが、ちょっと読みますと、11月25日付で、まず広島を受けまして、幼児・児童・生徒の安全確保及び学校の安全管理についてということで、文科省の方から同じく依頼文が来ております。そして、松戸市教育委員会としましても、11月28日に、松戸市立小・中学校のパトロール体制の強化についてということで、松戸警察、東警察の方に依頼をしております。パトロールの強化をお願いしているということですね、これは松戸市教委の方で行っております。

そして、その後今市市の事件が発生しまして、それを受けて、また文科省の方から安全確保等の文書が来まして、そして12月7日には教育事務所の方からも調査等が来まして、それを受けまして、市教委としましては12月の校長会議ですね、臨時の会議が15日にありまし

たので、その2回。それから、教頭会議の方は12月5日になりますけれども、教頭会の方はお手元のプリントをもとにしまして、細かくもう一度点検、見直し等を進めるようにということ指導を進めてきたところです。

また、昨年、今年と学校訪問というのを行っておるわけでございますけれども、その学校訪問の中でも健康教育部会というのがありまして、各部会の中には安全担当の先生も入っておりますので、その中での指導、それから全体会での指導ということで、不審者対策を第1番の課題という形で進めてまいっております。

そして、今日付で、児童・生徒の登下校時の安全確保の徹底についてということで、いわゆる各小学校におきましては集団下校等を実際に行っているわけですがけれども、それをさらにきちんとした形で全校ができるように通知ということで、小学校に対しては完全集団下校の実施、中学校に関しましては部活等がありますので部活終了時刻、終わったらすぐに家に帰って、完全下校という表現ですがけれども、実施してほしいと。その際には、担当等がパトロールを行うとかそれぞれいろんな形で、子供たちだけで帰すのではないということも含めまして、今日付で通知を送ったところです。

実際は、あしたあさってということで2学期は終わってしまうわけですがけれども、やはり早い時期に、とにかく次々と進めていった方がいいということで、今日付で出しているところです。

その次の2枚目、3枚目と、細かく観点と項目ということであります。これは今一枚目でご説明しました文科省あるいは県の教育委員会等で通知が来たり、依頼が来たり、調査が来たりした内容を一応そこに、かなり何遍もダブっているところもありますので、一つにまとめまして観点の1、学校独自の危機管理マニュアルの作成という項目から9までが一つ、保護者や地域への啓発連携というのが2枚目にあります。それから、緊急時への体制整備ということで、1、2と2つありますけれども、これらについて、もう一度各学校で見直しのときに、これらの項目について見直しなさいと。そして、自分の学校で不足している部分、あるいはできる部分については確実に実施してほしいというふうなことで、先ほど言いましたけれども、教頭会の折に指導しているところです。

ご存じのとおり、先ほどから話しておりましたように、池田小学校での事件は侵入事件ということで学校に侵入してくる。今起きているのは下校時のということで、学校の外ということで、いわゆる不審者対策におきまして中の部分、それから外の部分ということで起きているわけですので、そういった意味では、もちろん中の部分も含めて、学校だけではどう

しても対応できませんので、学校はそのような形でやる、それから保護者の協力を得るとか、地域の方の協力を得るとか、あるいはもちろん警察等と連携するとかということも、一応今2枚目、3枚目等にも含まれて書いております。そういうことで、より子供たちの安全に対してできることを進めていってほしいということで、今まで教育委員会としても行ってきております。

ここまでやればもう大丈夫だという部分がありませんので、とにかくできることを進んで行っていくというスタンスで、今後とも指導を続けていきたいというふうに思っています。

以上です。

委員長 ありがとうございます。

何かご質問等がありますか。質問じゃなくて確認でもいいですが。

根守委員 安全パトロール、市の車に「パトロール中」と、それから保護者向けの自転車のところに「パトロール中」という、あれはききますね。満遍なく、買い物するときもあれを使ってやっていますから、すごくいいことだなと。ふやせるんだったら、パトロール中の車をふやした方がいいのではないかと。もちろん教育委員会で一生懸命やっていますけれども、これだけではおさまらないと思うんです。

保健体育課長 今、生活安全課の方で、市の車に「パトロール中」というふうなステッカーを張って回っております。今、ありましたように、各保護者、PTA等の買い物の際というか、特にお母さん方は自転車で移動されますので、前かごあるいは後ろかごに黄色で「パトロール中何々小学校」、「何々小のPTA」とかと書いて、かなりふえてきているようです。これからもそういう形でどんどん取り組める部分もありますので、進めていきたいと思えます。

瀧田委員 質問ではないんですが、ちょっと情報を耳にしましたので、私どもの住んでいる地域の小学校でも、明日だと思えますが、地域の人たちに、要するに登下校時の安全を申し出てくれるボランティアを呼びかけ、希望の人に集まっていたいて説明会があるように聞いています。上本郷小学校ですがね。近所の方々の反応を聞いてみますと、下校時に門の外に立っているくらいだったら協力できるし、何か役立ちたいとのことでしたけれども、余りどこかに向いていって何かを義務的にするというのではなくて、日常の生活の中で、何時から何時は子供の帰ってくる時間だからということで、門の外に出るということを、多分地域で少し心がけると思えます。地域からの発案でなく、残念ながら学校の方からの呼びかけに地域が応じているというところが消極的だと思いますが。

通学路ですけれども、見通しのいい道でも、問題の車がとまっている道というのがあるん

ですね。その道をよく見ていると、各家の門が全然その道に向いていない。門が向き合っていると、何かのときに駆け込めるし、変な人がずっと駐車してられないというのがあるのではないのでしょうか。それをやはり地域の方がよく知っていますので、そういう情報交換をまめになさると、ある程度防げると思います。

委員長 具体例ということですね。

瀧田委員 はい。

委員長 何かございますか。

保健体育課長 通学路ということで、今までの通学路は、どちらかという交通安全という観点で通学路を設定しておりましたので、今回のように不審者対策という、今先生がおっしゃったような形ももちろん出てくるでしょうし、ですから今後は交通安全ももちろんそうだし、不審者対策もそうですということで、そういった意味の見直しみたいなものを図るようということで通知等も来ておりますので、各学校でも取り組んでいるところだと思います。とにかくいろんな形でできるところからということで、市民の方たちにも、わんわんパトロールというんですか、下校時間に犬の散歩をしてもらおうといいんじゃないかとか、いろいろありますので、そんなのを通じながら、みんなの目が大事だと思いますので進めていきたいと思えます。

八田委員 犯罪の手口のことを1つなんですけれども、皆さんの情報として松戸警察から話があったことなんです、情報として届いているかと思えますけれども、下校のときのことなんですけれども、今非常にそういうことがはやっていて、未遂もあるんだそうです。それは自動車を使った方法なんです、生徒の下校のときに道を尋ねている人がいたんです。それは言葉のたどたどしい人だそうです。そして、「道を教えてください」と言うんですが、そのときに言葉ではわからないから、図面でもって説明してくれと言うらしいんです。生徒さんは親切ですから、何か書きますけれども、やはり少し手がはっきり書けないから、自動車の中に入って書いてくれないかというようなことを言います。その手口が、最近はここで非常に目につくようなことを言うておりました。自動車の中でしっかりしたものを書いてくれというふうなことを言うんだそうです。そういうのに対して、やはりそういう情報は届いていると思えますけれども、大事なことだと私は思えますので。

委員長 どうですか、その情報は届いていますか。

保健体育課長 ありがとうございます。

いわゆる一口に学校安全という形でくくったときに、それを進めていくときに安全教育と

安全管理と、それから組織活動ということで大きく3つが大切だと言われています。先生に教えていただいたのは、教育の中でそういう形で子供たちに指導していける部分だと思しますので、今後ともそういうことも現場の方に指導していきたいと思えます。

委員長 子供たちに具体的な形で伝えていくということが大切なようです。昔の安全神話はもう通用しない。いつごろを昔と言うかは別として、車の少ない時代と違い、今はだれでも車が手に入り、しかも道路もよくなった。車による犯罪というのが一般化しています。したがって、八田先生がおっしゃったような形での具体例を、やはり子供たちに伝えていくという作業をしてほしいですね。

新聞等で報道されているとおり、子供たちを対象とする事件・事故が最近顕著に目立ちます。事件・事故は、可能な限り未然に防がなければいけません。そういう責任を教育委員会は負っているわけです。大人の犯罪というよりも子供に対する事件、これをどう未然に防ぐかが大事なんだと思うんですね。最大限教育委員会としても、それに対応していくという意味でご報告いただきました。ありがとうございました。

そのほかに何かございますか。

教育長 この資料は11月22日で終わっているんだよね、その後何も事件は起きていないのかな、あるいは何の対策もとっていないのかと誤解を受けますね。きょうはもう12月20日でしょう。この一ヶ月間の空白を埋めて下さい。

保健体育課長 この表は22日の広島で終わっているんですけども、つけ足しで申しわけありませんでしたけれども……

教育長 次の危機管理マニュアルは、どこの国のどこの町の危機管理マニュアルなんですか、これは。

委員長 2ページ目ですか。

教育長 2ページ目と3ページ目です。

保健体育課長 はい、このマニュアルは、各学校ごとにマニュアルをつくりなさいと、マニュアルに沿ってですね、ただつくるのが目的ではありませんので、それをもとに避難訓練等を進めていって、どんどんマニュアルを毎年見直していきます。

教育長 すみません、余計なことを言いました。だけど、これやはり教育委員会議に出す資料なんですから、正確に記述して下さい。

委員長 つまり松戸市は、これをやっているということですね。

教育長 文部省だ、県だ、松戸市だという一番上の表がそうになっていて、後ろに出典のわから

ないマニュアルの一覧表がぼんといっていると、どこの資料が分かりません。口頭で補足してあるからわかりますけれども。

広島後の今市市の事件があって、松戸市もその後ちょっとした未遂事件らしきものが起きたということで、一種のパニック的な状況も生じたのだから、経過をしっかりと説明して下さい。資料にも記入して……。

生涯学習本部長 私の方から、今議会の一般質問でも、やはり広島、あと栃木県の事件を受けて、一般質疑という形で質問がありました。それで、教育委員会としても、今保健体育課長が説明したとおりの対応はしています。ただ、教育委員会として、私はその答弁をしたんですけども、やはり教育委員会として今やっていること、それとこれからやらなければいけないこと、そういうものを総洗いして、それにかかる経費であるとか、至急やらなければいけないこと、そういうことを教育委員会の関係各課集まって、打ち合わせをやるように私の方から指示してあります。その関係の資料は提出していなかったんですけども、きょう1回目の開催をさせていただきました。これからも継続して、今教育長の指摘があったことについて、やはり早急に対応していかなければいけないかなというふうに思っています。

それで、教育委員会単独だけではちょっと難しい部分もありますので、市長部局の生活安全課、それと、できれば警察の情報等ももらいながら、どういうふうに対応すべきかということをお早急に対応するように指示してやっていますので、補足させていただきます。

教育長 もうこれで終わるんですね、年末の教育委員会議。すぐ学校に通知行くんでしょう。

その後、委員の耳に入ったって遅いじゃないですかと僕は言いたいんですよ。

企画管理室長 関連でございまして、児童・生徒の不審者対策といたしまして、松戸東警察署におきましては、携帯電話等メールを配信して対応していきたいということで、その対象者は、ここまで行けば一番いいんですけども、そこまではなかなか難しいということで、まずは学校、保育園、幼稚園、この辺のところを、組織に対しまして不審者情報を流していくようなメール配信体制を整えていきたいということで、きのう、きょうの話でございますけれども、そういった意思表示がございまして、松戸市の方にも、そういった関係施設への対応についてご協力ということでやられております。

これにつきましては大変ありがたいこととございますので、学校に対しましては、この受け入れ体制を整えていきたいというふうに考えております。警察からの情報等、不審者対策につきましては、既存のものとしましては警察からの情報等をいただきまして、生活安全課の方から各学校への対応としましては、ファクス等によって情報の発信をしているところで

ございますけれども、新たに今回松戸東警察署の方からは、そのような携帯電話あるいはインターネット等を使ってでも体制を整えていきたいということでございますので、これをありがたく受け入れているところでございます。

それから、本部長の方の話もありましたように、松戸市の体制といたしましては、学校まで情報が行った中で、今度は子供さんたち、保護者の方々にどのような体制を整えていくかということが大きな課題になるわけでございますので、この辺のところまでも網羅しまして対応できるような環境づくりを、まずは全庁的に挙げて新年度に向けて進めるんですけれども、教育委員会におきましては、先駆けてプロジェクトを設置しまして、その対応にとりかかっているという状況でございます。

それから、警察の方の話に戻りますと、松戸東警察署だけで当面やっていきたいということでございますけれども、東署ということになりますと、東署管内の情報が学校関係に行くわけですけれども、全校というわけには行かないことになってしまいますので、教育委員会といたしましては、一連の情報を全校に配信してもらいたいという思いの中から警察の方にはお願いしているような状況でございます。

以上、報告が遅くなりましたけれども、そのような対応をしているということでご理解いただきたいと思います。

教育長 了解しました。実際は、それぞれの担当部署が、担当の仕事をしっかりこなしているということが、分かりました。欲を言えば、今日、総合的にもれなく報告して欲しかったと思います。

委員長 我々委員もこのことについては非常に興味を持っています。マブチモーター事件を例にとると、犯人が見つかるまで相当な時間がかかりましたし、松戸市における犯罪として全国的に紹介されました。結果的にわかったことですが、どうも刑務所の中で知り合った仲間
で情報交換をしていたということの結果による犯罪のようです。

そういう意味で、我々が全くあずかり知らないところで、いろんな犯罪の計画や相談があるということです。ということは犯罪が起きてから我々はそういうことを耳にし、そういうことだったのかということはわかるわけですが、全く予知できないことが予知できない場所で行われているということを我々は意識して、それに対する事故の未然防止対策というのを可能な限りやる必要がある。それが子供さんをあずかる教育委員会として、学校として、なし得る最大のことである。私は、命が一番大事だという前提で考えていかなければいけないと思っています。命を奪う行為が、今は余りにも簡単に行われるわけです。非常にゆゆしき

事態なんですね。したがって、なるべくそういうことが起こらないように、大人が衆知を集めているんな対策をネットワーク化することが必要です。先ほどあった安全マップもそうですが、つくるだけでは意味がなく、つくったらそれに対してどういう対応策を考えていくか、そういったことを一つ一つ検証していく必要がある。今はそういう時期にあるんだということを知りたいと思っています。

これは、いずれまた年度が変わってからもご報告等、あるいはここでの意見交換等もさせていただくことになるかもしれませんが、ひとつよろしくをお願いします。

そのほかに何かございます。

はい、どうぞお願いします。

教育施設課長 アスベストに関しますことで学校施設と物品の関係につきまして、ご説明、ご報告等をさせていただきたいと思います。

まず、学校施設の関係についてご説明させていただきます。お手元の資料なんですが、ちょっと番号を打ってなくて大変恐縮なんですが、3枚つづりでアスベスト問題の対応についてという資料がございます。右に大きなマス枠がございます。それともう1枚は、アスベストに関する保護者説明会等の状況という1枚のA4サイズがございます。

まず、3枚つづりの方をお開きいただきたいと思います。

学校の施設につきましては、各委員には補正予算の状況等の関係につきまして、絡みましてご説明させていただいておりますけれども、今般経過等をまとめたものを資料といたしまして、その概要はまた直近の状況等につきましてご説明、ご報告をさせていただきたいと思っております。

まずは、3枚つづりの資料の関係でございますが、一番上に4行ばかり文章が書いてございます。ご案内のとおり、松戸市につきましては、松戸市でアスベスト対策連絡会議というのを環境担当部の次長を委員長といたしまして、8月に市といたしましてアスベストの対策会議を実施して現在活動しているところであります。また、それにあわせまして教育委員会といたしましても生涯学習本部長を委員長といたしまして、教育委員会のアスベスト対策会議を発足いたしまして、現在活動しているところでございます。

また、それらにつきまして市の全体の決定事項、方針等に沿いまして教育委員会も進めておりますので、ご説明させていただきます。

まず、1番でございますが、松戸市のこれまでの対応で、これはそれぞれの提案に立っています。健康に関すること、学校に関することは、右側にあります担当課の方にご照会いた

だきたいということで、これは松戸市の広報、ホームページに掲載している内容でございます。それから、その下にマスがございますが、中段に小・中学校施設関係ということで、これは平成17年7月8日から11月30日までの相談件数でございます。これは市全体の中で、この日にちでまとめてございます。教育委員会、学校関係が、全体で262件のうち37件が学校に対する、主に保護者の方からのお問い合わせ、ご心配のご相談ということでございます。

次に、裏のページをごらんいただきたいと思います。

2番になりますが、使用施設、アスベスト対策ということで書いてございます。これも前にご説明してございますが、簡単に申し上げますと、昭和60年に一時アスベストの問題が社会的な問題となりました。ご記憶もありませんかと思いますが、その当時は、昭和50年にアスベストを含んだ吹きつけ材の吹きつけ禁止がされました。その当時は5%を超えた含有率でございます。5%を超えてアスベストを含んだ吹きつけ材の吹きつけ禁止ということでございました。当然市といたしましても教育委員会を含めまして、そのときにすべての学校の対象となる建物等を調べまして、教育委員会におきましては3校の該当校がございましたので、それらにつきましては除去により速やかに対策を実施いたしました。その後、平成7年に、基準は5%超から、1%を超えて5%以下に、厳しくなったということで改まっております。それが現在に至っております。

また、本年の春先からすべての問題が出まして、夏ごろにはマスコミ等でも大分報道がされているわけでございますが、今申し上げました昭和62年に、対象校の調査をしております。それらにつきましてはその後、増築、改築、補修等を数百回にわたって学校で行っております。例えば、それらの施設に天井が張ってあれば、それは安全でございますので、それから改築すれば安全ということで、そういった当時アスベストの含有量を調べたものに対してのその後の改築・改修等によりまして、今後対策を講じる、もしくは改めて別途調査をする必要がある。それらについて洗い出しするために、本年5月から8月にかけて市内のすべての学校、幼稚園等につきまして、目視による現場調査を行いました。

これは目視といいますから、目で見て、これは専門の建築士、設備技師等、資格を持った職員が、五、六名ですべての施設を目視によって、くまなく点検をしたということでございます。その結果でございますが、直ちに対策を講じる必要があるだろうと、早急にですね。そういうことと分析をする必要があるということをそれぞれ整理しております。ただ、目視によりまして調査をした中では、ご案内のとおりアスベストというのは、存在そのものが問題ということではございませんで、例えばここにボードがございますけれども、この中にも

アスベストが入っている可能性は十分あります。ただ、空気中に飛散をして、これを吸い込んで、体内に蓄積するということが問題です。これはもうご案内のとおりだと思うんですけども、すべての施設を目視により点検した結果、例えばそれがちぎられているとか、垂れ下がっているとか、浮き上がって今にも落ちそうだという劣化という一つの状況がございますけれども、そういうところはございませんでした。それは劣化していないということでありまして、空気中に飛散することは非常に少ないということを考えております。それは現在も変わっておりません。

そういったことを踏まえまして、ただ綿状のものと、ひる石状というものがございまして、綿状のはひる石状に比べて飛散しやすいということで、市といたしましては、法律の1%を超えたすべてを含む吹きつけ材ですから、当然順次対策を実施していくという基本方針を出しております。その中で、ひる石に比べまして比較的飛散しやすい学校をまず第一にやろうということで洗い出しをしております。本年12月の補正予算に対策費といたしまして、学校につきましては3校、また並びに白樺高原荘でございます、林間学校で利用しています。それらにつきまして対策を実施すると。

また、先ほど62年に調査いたしましたと申し上げましたけれども、その施設については51年以前に建てられた建物が当時対象になっておりました。52年以降につきましては調査をする必要のない施設ということでなっておりましたので、現在52年以降に建てられた建物につきまして分析調査を行っております。これにつきましては1月末に結果がわかる予定でございます。ただ、それらの施設につきましても、いずれの施設も劣化しておりませんので、仮にアスベストが若干含まれているということが判明いたしましても、過去、現在において、問題はないだろうと私どもは見ております。つまり、学校生活を送る上では、特に影響がないというふうに私どもは判断をしております。また、それらにつきましては、学校並びに保護者の方にも文書によりまして通知をしておるところでございます。

ちょっと足早に申し上げましたけれども、そのようなことで、市の方針に基づきまして早急に対策をする箇所4施設、または分析しているところの分析結果がわかりましたら、周辺の調査結果をわかり次第、また、別途対策を検討していくというふうな予定になっております。

3ページでございますけれども、今申し上げましたことが、学校数が通常の表になっておりますけれども、62年には、全体で65校のうち49校の学校の調査をいたしました。真ん中の1%から5%につきましては、飛散のおそれがある場合には、7施設の3施設は学校であ

ります。これは飛散のおそれ大というのはひる石に比べたら高いということで、綿状にセメント剤が中に含まれておりまして粘着性が高いものですから、すぐに飛散するというものではございません。それから、順次対策が必要ということです。

それから、その次のページの4ページでございますが、17年度調査です。これは現在調査をしているものでございまして、これらにつきましても結果がわかりましたら、62年調査に準じまして対応していくというふうに考えております。

それから、5ページにつきましては、ただいま申し上げました施設名が具体的に表1、表2の方に書いてございます。1%を超え5%以下の綿状の施設で、62年調査分で補正予算によりまして対応するものは表1の7施設、またその下の表1-2に白樺高原荘でございますが、これは今回いち早く、検査してございましたので、分析調査をいたしまして1%を超えているということで対応を進めてございました。

以上が経過現状、今後の対応になります。

それからもう1点、保護者説明会等の状況というA4、1枚の用紙がございますので、ごらんいただきたいと思っております。これにつきましては、それぞれ対策を講じる学校ということで、当然保護者の方は大変ご心配でございますので、保護者の方にお集まりいただきまして説明会を催しました。梨香台小学校が12月12日の月曜日、先週の月曜日でございます。6時から7時半、体育館で行いまして、ご参加いただいたご父兄の方は45名の方がおいでいただきました。

これらの方につきましては、いろいろご質問等もございましたけれども、今アスベストのある箇所は問題がないのかどうかというようなご質問とか、それから除去を行わないで、なぜ囲い込みなのか。こちら囲い込みという工法をとりますが、囲い込みと申しますのは天井を張ってしまうということなんです。国の方の安全策として、天井を張る囲い込みと除去する、取り去ってしまう工法、それから封じ込めといいまして固めてしまう方法があります。一番早く安全に対応するという方法は囲い込みでございますので、いち早くやりたいということで、学校につきましては囲い込みの方策をとらせていただいております。

また、翌日の13日、火曜日につきましては、午後6時から7時まで六実小学校におきまして説明会を開催しました。こちらの場所は機械室でございます。梨香台小学校につきましては普通教室と特別教室でございましたが、その点では大分差があったわけですが、機械室ということもあったせい、説明会に参加いただいた方は8名ということでございました。こちらにつきましても、アスベスト調査はどのようにやっていくんだと、それから、工事を行

いますけれども、平日にやって大丈夫なのかというようなご質問もございまして、これらにつきましては当然国の認証を受けた業者が、研修を受けた職員がきちっと安全区域の設定をして、通行禁止等をして確認して安全に行うということで、ご説明してご理解いただいております。

また最後に、六実第三小学校、3番になりますが、翌日の14日に45分程度で終わりました。こちらは少なくとも5名の方で、ご質問につきましても、やはり工事をやるのに平日で大丈夫かとか、アスベストはそのほかにあるのかということに対してご説明しております。そのときには一応ご理解をいただいております。

それから、最後になりますが、その下の2番でございます。教育委員会への保護者の方の問い合わせでございますが、平成17年7月から12月14日まで74件ございました。また、ちょっと資料の作成の関係で間に合いませんでしたが、15日以降、昨日までで5件ございました。つまり、昨日現在で合計79件のお問い合わせ等でございます。また、大体平均して、7月から11月に7件から10件程度でございます。ただ、12月7日に新聞の方に掲載されましたので、ご案内のとおり、12月は30本以上のお問い合わせ、確認等がございましたが、それぞれについて大体同じようなご質問等でございますけれども、学校にアスベストはあるのか、それからアスベスト調査を行っているのか、分析調査とその対応はどうか、対策はいつ行うのかということでもございました。それぞれにつきましては、ただいまご説明しておりますように、全体がわかりましてから順次対策を、飛散状況等を見てやっていくということでご説明をさせていただいております。

また、各学校への保護者の方の反応ということですが、11月までは私もかなり心配していたんですが、思ったほど問い合わせ等はありませんで、全くないという学校もございまして、数件ありますという学校が幾つかあった程度でございます。

それから、7日に新聞発表して8日以降につきましても、幾つかの学校に聞いてみましたところでは、問い合わせはほとんどないということでもございました。また、保護者からの問い合わせ等で、学校としても苦慮しているということも1校もございませんでした。また、すべての学校に現状と今後の対応ということで、全保護者の方に3万7,000人いらっしゃいますけれども、12月7日にあわせて通知等をしておりますので、それらのこともあるのかなとは思っています。

ちょっと長くなりましたが、以上でございます。あと、物品の方につきまして、引き続きお願いします。

委員長 はい、お願いします。

保健体育課長 資料はありません、すみません。保健体育課の方は、学校給食調理備品ということで、県の方の調査で、いわゆるアスベストを含有する製品の取り扱い等の調査がありまして、それぞれの備品台帳等を確認しましたら2つ、1つは、回転釜というのがあります。大きなお釜なんですけれども、そこで子供たちのカレーをつくったりとか、みそ汁つくったりとかする大きなお釜、昭和62年まで製造についての該当が、松戸市では4台ありました。それにつきましては、3台は閉校になりました学校から移設して交換済みでございます。もう1台につきましては、あさってになりますか、22日なんですけれども、新規購入ということで交換ということです。先ほどもありましたけれども、それらにつきましてはアスベストが空気中に飛散するおそれがほとんどないんですけれども、とりあえず入っているということで、念には念をとということでの対処ということしております。ですから、回転釜につきましては、今年じゅうに4台すべて交換です。

もう1点は、フライヤーというのがありまして、いわゆる揚げ物の備品です。それにつきまして平成元年までの製造ということで、これも調べましたら12台が該当していました。これも回転釜以上に固定されていまして、全然外に見えない状況で、飛散の可能性はほとんどないんですけれども、これも一応そういうことでありましたので、念のためということで今年度中に12台中の6台を買いかえます。残りの6台につきましては、来年度予算で対応していきたいというふうに考えております。

以上です。

委員長 はい、どうぞ、お願いします。

教育総務課長 アスベストの関連から、学校理科備品のアスベスト対策につきましてご報告いたします。保健体育課同様、本年8月に県の指導がございまして、理科実験で使用いたします、石綿つき金網につきまして、児童の安全対策に万全を期すために、適正な廃棄処分をする通知がございました。この石綿つき金網、要するにアスベストを使用した金網ですが、よく私たちも小さいころ学校で使用してありました理科の実験におきまして、アルコールランプを使いまして、ピーカー等を熱するときを使用するものでございます。最近では、セラミックつき金網等が主流となっております。

本市におきまして、早急に調査いたしたところ、この古いタイプの石綿つき金網は、小学校が44校中11校、中学校が21校中4校、ほかに市立高校にもございました。市内の小・中・高等学校、合わせました合計で401枚ほどございました。以上から、この処理対応についま

して、産業廃棄物処理業者に依頼いたしまして、9月中にすべて処分しております。以上、事後報告でございますが、石綿つき金網の対応につきましてご報告いたします。

以上でございます。

委員長 ありがとうございます。非常に詳しく説明していただき、よくわかりました。

これも我々は大いに関心があったところです。つい最近の松戸広報でも、教育委員会あるいは松戸市として、この件についてのディスクロージャー、情報開示をしていただきました。しかし、細かいことはわからなかったもので、学校関係については、きょうこれだけご報告いただいたので、理解いただける内容ではないかと思えます。しかし、まだ調査中のところもあったり、対応しなければいけないというところはあるということですから、やはりこれも健康にかかわる大事な事柄ですので、十分に対応していただきたいと思えます。

どうもありがとうございました。何かご意見等。よろしいですか。

時刻も迫っております。次回の教育委員会会議の日程についてお諮りしたいと思うんですが、事務局にお願いいたします。

企画管理室長 平成18年1月の定例会でございますけれども、1月12日の木曜日午後2時半からこちらの5階の会議室で開催するということでいかがでしょうか。

委員長 先生方、それでよろしいですか。

(「はい」の声あり)

委員長 ありがとうございます。

それでは、確認します。

次回、教育委員会会議は1月12日木曜日午後2時半から、この建物5階会議室にて開催いたします。

閉 会

委員長 以上をもちまして、平成17年12月定例教育委員会会議を閉会といたします。

どうもありがとうございました。

閉会 午後 5時00分

この会議録の記載が真正であることを認め署名する。

松戸市教育委員会委員長

松戸市教育委員会委員